



第九〇回組合会開催

平成二十六年三月六日(木)
新潟東映ホテル

○平成二十六年度事業計画・予算等決定

※十七年ぶりに保険料値上げ承認

※保健事業の廃止・改定(11頁)をお読みください

○表彰
彰(退任議員・退職支部職員)



新建 国保だより

●発行所
新潟県建築国民健康保険組合
新潟市中央区川岸町3丁目17-2
TEL (025) 231-2856~8
FAX (025) 231-2936
ホームページ
<http://www.kenchiku-kokuho.jp/>
E-mail
niiigata@kenchiku-kokuho.jp
●発行人
理事長 吉田 秀夫

第90号

吉田理事長 挨拶

組合会議員の皆様には、早朝よりしかも遠方からお越しいただいた議員もおられます。まことにありがとうございます。

我が建築国保は、昭和四十五年に新建国保結成以来、この八月に四十五年が経ちます。今回の組合会は第九〇回の記念すべき組合会であります。これまで、建築国保の運営には、長い歴史の中で私以前では、初代理事長曾武川氏、二代理事長登山氏、三代理事長の吉倉氏のリードにより受け継がれてまいりました。その間に、平成二年に起きたバブル崩壊後のデフレ経済や平成二十一年のリーマンショックといった金融システムの混乱という経済的な混乱、また数々の医療保険制度の改正、特に大きな改正として、平成十二年の介護保険制度の導入、及び平成二十年には、これまでの老人医療保険制度に代わり後期高齢者医療制度の実施ということがありました。今後においては、社会保障制度改革国民会議がまとめた報告書により、「医療」、「介護」、「年金」についての改革がすでに動き出しております。そして、この四月からは消

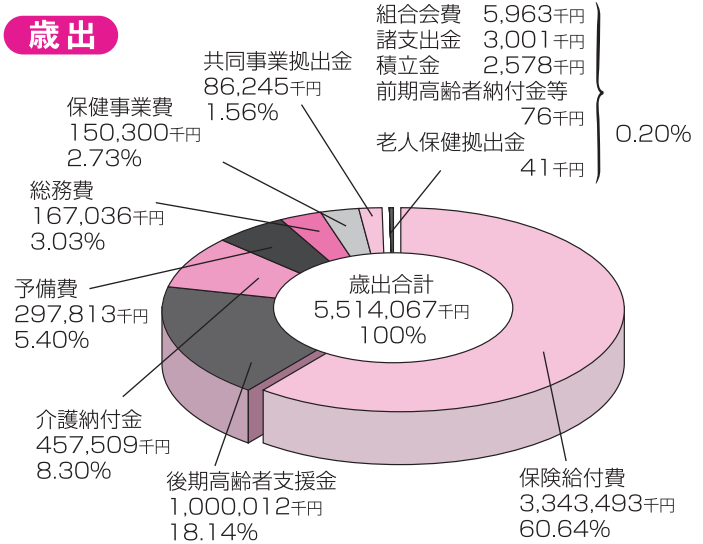
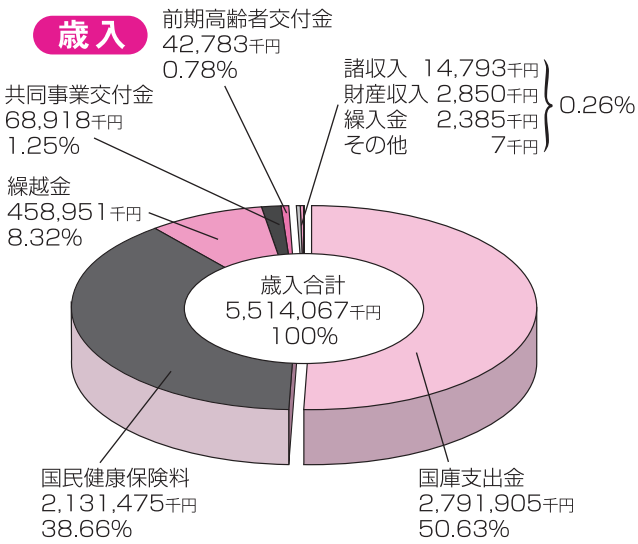
費税が五%から八%に引上げられます。この消費税の増税により診療報酬の改定にどのような影響が出るかについては、すでに新聞等でも報じられており、患者が病院や診療所に支払う初診料や再診料が引上げられます。初診料は、現行の二、七〇〇円を一二〇円引上げ二、八二〇円に、再診料は六九〇円から三〇円引上げ七二〇円になります。患者の窓口負担は三割負担の人で初診料が三六円、再診料は九円増えることとなります。

さらに来年秋には、消費税率一〇%への増税も予定されております。

次に被保険者の状況でございますが、今年度八月に二万人の万台を割り込みました。その後一時的に二万人台を回復しましたが、直近では再び二万人を切ってきた状況です。国保組合の被保険者は、当建築国保だけに限らず全国の国保組合において減少しております。

こうした現状から二十六年度の国保組合に対する国の予算案も二十五年より七五億

平成26年度 歳入歳出予算



歳入

款	項	金額(千円)	構成比(%)
1.国民健康保険料		2,131,475	38.66
	1.国民健康保険料	2,131,475	38.66
2.一部負担金		2	0.00
	1.一部負担金	2	0.00
3.分担金及び負担金		2	0.00
	1.分担金及び負担金	2	0.00
4.使用料及び手数料		1	0.00
	1.督促手数料	1	0.00
5.国庫支出金		2,791,905	50.63
	1.国庫負担金	13,300	0.24
	2.国庫補助金	2,778,605	50.39
6.前期高齢者交付金		42,783	0.78
	1.前期高齢者交付金	42,783	0.78
7.県支出金		1	0.00
	1.県支出金	1	0.00
8.共同事業交付金		68,918	1.25
	1.共同事業交付金	68,918	1.25
9.財産収入		2,850	0.05
	1.財産運用収入	2,850	0.05
10.寄付金		1	0.00
	1.寄付金	1	0.00
11.繰入金		2,385	0.04
	1.特別積立金繰入金	1	0.00
	2.給付費支払準備積立金繰入金	1	0.00
	3.組合特別準備積立金繰入金	1	0.00
	4.後期高齢者医療積立金繰入金	1	0.00
	5.保健事業積立金繰入金	1	0.00
	6.業務電算化積立金繰入金	2,376	0.04
	7.会館償却費積立金繰入金	1	0.00
	8.役員退職積立金繰入金	1	0.00
	9.職員退職積立金繰入金	1	0.00
	10.備品再取得積立金繰入金	1	0.00
12.繰越金		458,951	8.32
	1.繰越金	458,751	8.32
13.諸収入		14,793	0.27
	1.延滞金及び過怠金	2	0.00
	2.預金利子	4,000	0.07
	3.受託事業収入	1	0.00
	4.雑入	10,790	0.20
歳入合計		5,514,067	100.00

歳出

款	項	金額(千円)	構成比(%)
1.組合会費		5,963	0.10
	1.組合会費	5,963	0.10
2.総務費		167,036	3.03
	1.総務管理費	100,518	1.82
	2.徴収費	63,893	1.16
	3.趣旨普及費	2,625	0.05
3.保険給付費		3,343,493	60.64
	1.療養諸費	2,938,761	53.30
	2.高額療養費	297,141	5.39
	3.移送費	36	0.00
	4.出産育児諸費	63,479	1.15
	5.葬祭諸費	5,300	0.10
	6.傷病手当金	35,776	0.65
	7.出産手当金	3,000	0.05
4.後期高齢者支援金		1,000,012	18.14
	1.後期高齢者支援金等	1,000,012	18.14
5.前期高齢者納付金等		76	0.00
	1.前期高齢者納付金等	76	0.00
6.老人保健拠出金		41	0.00
	1.老人保健拠出金	41	0.00
7.介護納付金		457,509	8.30
	1.介護納付金	457,509	8.30
8.共同事業拠出金		86,245	1.56
	1.共同事業拠出金	86,245	1.56
9.保健事業費		150,300	2.73
	1.特定健康診査等事業費	41,345	0.75
	2.保健事業費	108,955	1.98
10.積立金		2,578	0.05
	1.積立金	2,578	0.05
11.諸支出金		3,001	0.05
	1.償還金及び還付加算金	3,001	0.05
12.予備費		297,813	5.40
	1.予備費	297,813	5.40
歳出合計		5,514,067	100.00

平成26年度 新潟県建築国民健康保険組合事業計画

1. 基本方針

建築国保を取り巻く状況は、平成20年度に後期高齢者医療制度が導入されて以来の大きな変革の中での流動的な事業展開となります。

そのような中、建築国保は平成9年度に保険料の値上げを行ってから17年間据え置きで参りましたが、平成20年度を境に平成21年度からは収支決算において毎年、単年度赤字を続けております。そのため、やむを得ず26年度予算において保険料の値上げをお願いすることになりました。これは組合の組織の拡充・強化に不可欠なものであり、また主たる財源の一つとなる保険料収入であります。

建築国保は、26年度も引き続き、被保険者の健康の維持・増進を図るため保健事業の展開に努めると共に、万一病気になったとしても安心して医療を受けられる体制を維持すべく、保険者機能の強化と独自性を発揮して事業を行って参ります。

こうしたことを念頭に、今後、国においていかなる制度改正がなされようと、当組合として引き続き健全な事業展開が継続できるよう一層の基盤強化に努めて参ります。

2. 重要事項

1. 被保険者の加入促進
2. 財政基盤の安定と充実強化
3. 適用の適正化の推進と法令遵守
4. 医療費適正化の推進
5. 保健事業の充実
6. 特定健診・特定保健指導の受診率向上

感謝状被贈呈者

議員(1名)

(表彰規定第2条2号)

氏名	支部名	在任期間	在任年数
水落 清	十日町	平成19年4月1日～平成25年7月31日	6年4ヶ月

「表彰規定第2条2号」組合の役員または組合会議員を2期または4年以上勤めた者

支部職員(2名)

(表彰規定第2条4号)

氏名	支部名	勤続期間	勤続年数
小関 百合枝	柏崎刈羽	平成3年4月1日～平成25年9月30日	22年6ヶ月
村田 優子	五泉	平成11年6月1日～平成25年12月31日	14年7ヶ月

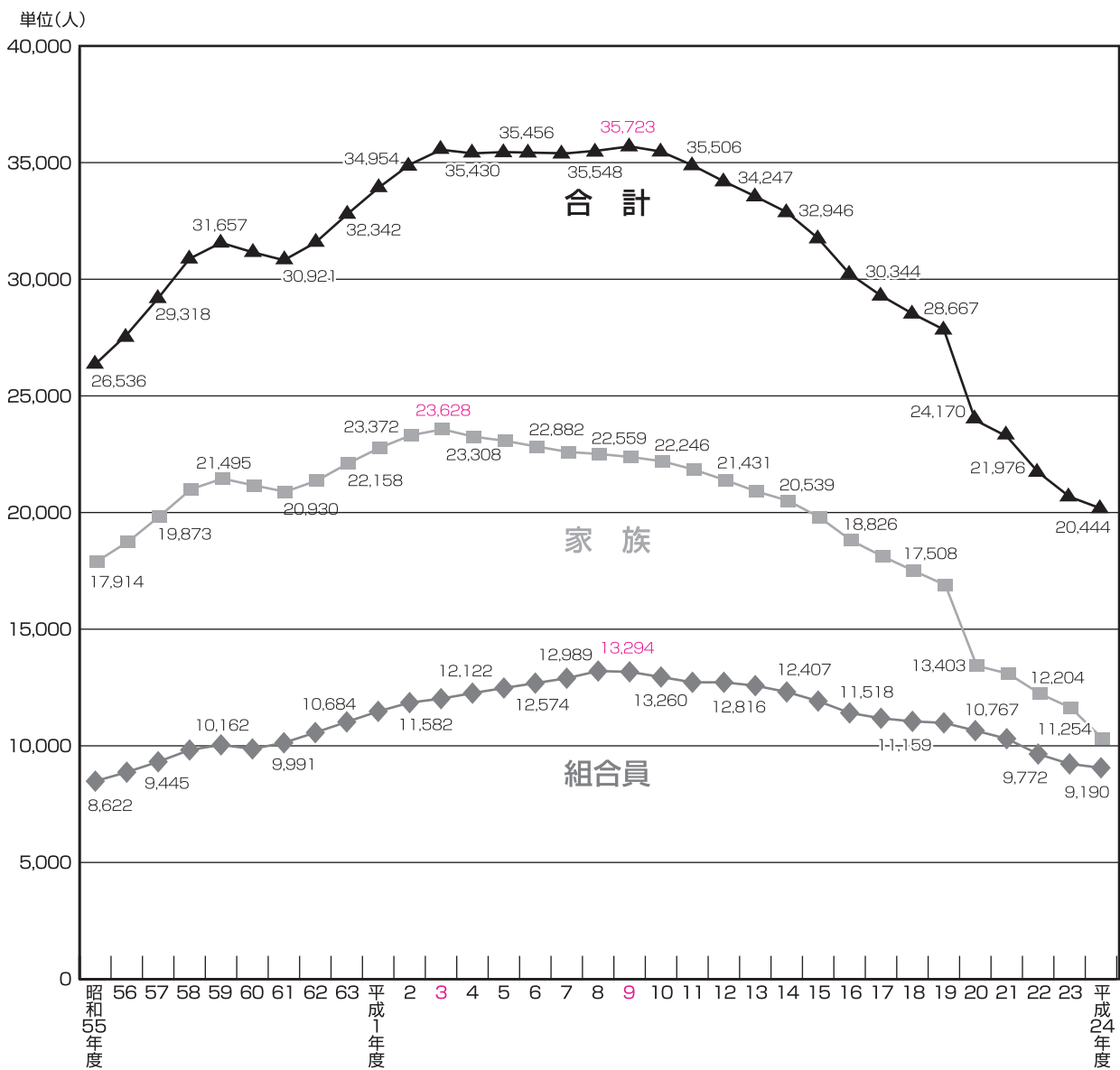
「表彰規定第2条4号」支部職員であって国保業務に10年以上携わった者

3. 事業内容

(1) **事業期間** (自)平成26年4月1日～(至)平成27年3月31日

(2) **被保険者数** 組合員である被保険者 8,776人
 組合員以外の被保険者 10,574人
 合計 19,350人 (介護保険対象者 8,172人)

年間平均被保険者数の年度別推移



(3) 保 険 料

【平成26年7月以前】

区 分	説 明	基礎賦課額	後期高齢者 支援金賦課額	介護納付金 賦課額	月 額
組 合 員	1級 事業主 従業員を使用している事業主 労働者を使用する日数が年間100日以上 の事業主親子で一つの事業を行って いる主たる者	11,800円	1,700円	2,000円	15,500円 ※(13,500円)
	2級 一人親方 従業員を使用していない事業主 労働者を使用する日数が年間100日未 満の事業主	9,800円	1,700円	2,000円	13,500円 ※(11,500円)
	法人役員 法人の代表者以外の役員				
	3級 従業員 事業主の雇用証明書を提出した者 親子で一つの事業を行っている従 たる者	8,800円	1,700円	2,000円	12,500円 ※(10,500円)
	4級 25歳未満 25歳未満の組合員	4,300円	1,700円	—	6,000円
5級 後期高齢者 75歳以上の組合員	3,000円	—	—	3,000円	
家 族	組 合 員 の 家 族	2,300円 賦課限度5人	1,600円 賦課限度5人	1,100円 賦課限度3人	5,000円 ※(3,900円)

【平成26年8月以降】

区 分	説 明	基礎賦課額	後期高齢者 支援金賦課額	介護納付金 賦課額	月 額
組 合 員	1級 事業主 従業員を使用している事業主 労働者を使用する日数が年間100日 以上の事業主親子で一つの事業を行 っている主たる者	12,800円	2,200円	2,300円	17,300円 ※(15,000円)
	2級 一人親方 従業員を使用していない事業主 労働者を使用する日数が年間100日未 満の事業主	10,700円	2,200円	2,300円	15,200円 ※(12,900円)
	法人役員 法人の代表者以外の役員				
	3級 従業員 事業主の雇用証明書を提出した者 親子で一つの事業を行っている従 たる者	9,600円	2,200円	2,300円	14,100円 ※(11,800円)
	4級 25歳未満 25歳未満の組合員	5,000円	2,200円	—	7,200円
5級 後期高齢者 75歳以上の組合員	3,000円	—	—	3,000円	
家 族	組 合 員 の 家 族	3,300円 賦課限度5人	2,100円 賦課限度5人	1,900円 賦課限度3人	7,300円 ※(5,400円)

※月額()は介護2号被保険者(40歳から64歳)以外の保険料

- ・後期高齢者支援金等賦課額 0歳～74歳の方が納付する
- ・介護納付金賦課額 介護保険第2号被保険者(40～64歳迄の方)が納付する
- ・75歳以上組合員は建築国保の「特例制度」利用の希望により資格が継続

平成26年4月から(4ヶ月分)+平成26年8月から(8ヶ月分)の賦課限度額

・賦課限度額	基礎賦課額	327,600円	(市町村51万円)
	後期高齢者支援金等賦課額	140,400円	(市町村16万円)
	介護納付金賦課額	85,200円	(市町村14万円)
	合 計	553,200円	(市町村81万円)

(4) 療 養 給 付

I 療養の給付負担割合

区 分		給 付 割 合	一 部 負 担 割 合
義務教育就学前児童(注1)		8 割	2 割
就学児以降70歳未満		7 割	3 割
70歳以上 (注3)	一 般	8 割	2 割(注2)
	現役並み所得者	7 割	3 割

(注1) 小学校入学前児の6歳に達する日以後の最初の3月31日以前

(注2) 平成26年4月1日までに70歳誕生日を迎えている方の一部負担は特例措置により1割

(注3) 高齢者の医療の確保に関する法律の適用を受けていない被保険者

II 高額療養費の支給

医療機関等で支払った一部負担金の月額がそれぞれの所得区分の自己負担限度額を超えたとき、一部負担金から自己負担限度額を控除した額を支給します。但し、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除きます。

【平成26年12月以前】

70歳未満	所得区分	自己負担限度額 ※注
	上位所得者	150,000円 [83,400円] + (医療費 - 500,000円) × 1%
	一 般	80,100円 [44,400円] + (医療費 - 267,000円) × 1%
	低所得者(住民税非課税者)	35,400円 [24,600円]

(注) ・ 「上位所得者」とは、基礎控除後の総所得金額等の合計が600万円を超える世帯(国保加入者に限る)

・ 「一般」とは、基礎控除後の総所得金額の合計が600万円に満たない場合

・ 「低所得者」とは、世帯全員が住民税非課税等の場合の区分

70歳以上	所得区分	自己負担限度額 ※注	
		外来(個人ごと)	入院(世帯単位)
	現役並み所得者	44,400円	80,100円 [44,400円] + (医療費 - 267,000円) × 1%
	一 般	12,000円	44,400円
	低所得者 (住民税非課税者)	I	8,000円
II		15,000円	

(注) ・ 「現役並み所得者」とは、課税所得が145万円以上である70歳以上の被保険者がいる世帯(70歳以上の被保険者が複数いる世帯の場合、収入の合計額が520万円未満(70歳以上の被保険者が一人の場合、383万円未満)を除く)

・ 「一般」とは、課税所得が145万円以上である70歳以上の被保険者がいない世帯(単身世帯の場合は年収合計が383万円に満たない場合、2人以上世帯の場合は年収合計が520万円に満たない場合も含む)

・ 「低所得者II」とは、世帯主(組合員)及び世帯の被保険者全員が市町村民税非課税の場合の区分

・ 「低所得者I」とは、世帯主(組合員)及び世帯の被保険者全員が地方税法の規定による市町村民税に係る所得が無い場合の区分

75歳到達時特例対象療養(※2)に該当する場合

70歳未満	所得区分		自己負担限度額 ※1
	上位所得者		75,000円〔41,700円〕 + (医療費) - 250,000円 × 1%
	一般		45,050円〔22,200円〕 + (医療費) - 133,500円 × 1%
	低所得者(住民税非課税者)		17,700円〔12,300円〕

70歳以上	所得区分		自己負担限度額 ※2	
			外来(個人ごと)	入院(世帯単位)
	現役並み所得者		22,200円	45,050円〔22,200円〕 + (医療費) - 133,500円 × 1%
	一般		6,000円	22,200円
	低所得者 (住民税非課税者)	I	4,000円	12,300円
II		7,500円		

※1・金額は、一月当たりの限度額。〔 〕内の金額は、多数該当(過去12ヶ月3回以上高額療養費の支給を受け4回目以降の支給に該当)の場合。また、同一世帯で同一月に21,000円以上の自己負担が複数あった場合、自己負担額を合算し、一定額を超えた金額が世帯合算として申請により支給。

・厚生労働大臣が定めた特定疾病(慢性腎不全、血友病、抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群)について本組合の認定を受けたときは、その治療に係る自己負担限度額は10,000円。但し、上位所得者世帯に属する70歳未満の被保険者が人工透析の治療を受ける場合の自己負担限度額は20,000円。

※2 75歳到達時特例対象療養は、「被保険者が75歳に到達した月において当該被保険者が受けた療養」及び「被用者保険の被保険者が75歳に到達する月において、国民健康保険の被保険者の資格を取得した当該被保険者の被扶養者であったものが、その月に受けた療養」のことをいう。(月の初日に医療保険の種類の変更となる場合を除く)

<70歳未満 高額療養費の所得区分及び自己負担限度額の見直しについて>

平成27年1月より、70歳未満の高額療養費 所得区分及び自己負担限度額の区分が下記のとおり変更・細分化されます。(70歳以上の所得区分、限度額は変更ありません)
平成26年8月発行の国保だよりで再度詳細についてお知らせいたします。

【平成27年1月以降】

70歳未満	所得区分		自己負担限度額
	旧 た だ し 書 所 得	901万円超	252,600円〔140,100円〕 + (医療費) - 842,000円 × 1%
		600万円～901万円以下	167,400円〔93,000円〕 + (医療費) - 558,000円 × 1%
		210万円～600万円以下	80,100円〔44,400円〕 + (医療費) - 267,000円 × 1%
		201万円以下	57,600円〔44,400円〕
住民税非課税者		35,400円〔24,600円〕	

(注)・「旧ただし書所得」とは、総所得金額から基礎控除額(33万円)を控除した額。また、「所得区分」の額は世帯全員の旧ただし書所得を合計した額(国保加入者に限る)

・「住民税非課税者」とは、世帯全員が住民税非課税等の場合の区分

III 高額介護合算療養費

同一世帯の被保険者において、医療保険の自己負担額と介護保険の自己負担の両方が発生している場合に、合算額について毎年8月1日から翌年7月31日間で年間での上限(下表)を設け、合算額が上限を超えたときはその超えた分が支給され、負担を軽減します。

【平成26年7月以前】

所得区分	国保+介護保健(70歳未満を含む)	国保+介護保健(世帯内の70~74歳)	
上位所得者 現役並み所得者	1,260,000円	670,000円	
一般	670,000円	560,000円	
低所得者 (住民税非課税)	340,000円	II	310,000円
		I	190,000円

【平成26年8月以降】

所得要件	国保+介護保健(70歳未満を含む)	所得要件	国保+介護保健(70~74歳)
旧 た だ し 書 所 得	901万円超	1,760,000円	
	600万円~ 901万円以下	1,350,000円	所得 145万円以上 670,000円
	210万円~ 600万円以下	670,000円	145万円未満* 560,000円
	210万円以下	630,000円	住民税非課税 310,000円
	住民税非課税	340,000円	住民税非課税(所得が一定以下) 190,000円

※収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)に加え、旧ただし書所得の合計額が210万円以下の場合)

IV 入院時食事療養費

入院中の食事にかかる費用は「療養の給付」から切り離して、費用の一部(標準負担額)を本人が負担し、残りを国保が支給します。

区分			標準負担額(1食分)	必要なもの
現役並み所得者及び一般			260円	
非課税世帯	過去12ヶ月の 入院日数	90日まで	210円	標準負担額減額認定証を 病院窓口へ提示してくだ さい。*
		90日以降	160円	
非課税世帯(老齢福祉年金受給者)			100円	

※標準負担額減額認定証の交付には申請が必要です。

V 入院時生活療養費

療養病床に入院する65歳以上の方は、食費と居住費にかかる費用のうち、標準負担額を本人が負担し、残りを国保が支給します。

区分	標準負担額			必要なもの
	食費(1食分)	居住費(1日分)	食費+居住費(1日分)	
現役並み所得者 及び一般	460円 (420円)*	320円	1,700円 (1,580円)	標準負担額減額認 定証を病院窓口へ 提示してください。
低所得者 II	210円		970円	
低所得者 I	130円		710円	
低所得者 Iのうち 老齢福祉年金受給者	100円	0円	300円	

※医療機関によって金額が異なります。どちらに該当するかは、医療機関にご確認ください。

VI 保険外併用療養費

保険が適用されない保険外診療を受ける場合、保険が適用される診療が含まれていても医療費が全額自己負担となります。しかし、保険外診療が厚生労働大臣の定める「評価療養」または「選定療養」に該当する場合は、通常の治療と共通する部分（診察・検査・投薬・入院料等）の費用を一般の保険診療と同様に扱い、本人の一部負担金分を控除した額を国保が支給します。（申請等は必要ありません）

VII 訪問看護療養費

居宅で継続して療養を受けている方が、主治医の指示に基づき訪問看護を受けた場合、保険証を提示することで、厚生労働大臣の定める基準に従って算出した額から、本人が負担する基本利用料を控除した額を国保が支給します。（申請等は必要ありません）

VIII 療養費

やむを得ない事情により保険医療機関でない病院を受診したとき、被保険者証を提示できなかったとき、海外渡航中に治療を受けたときの医療費、または、はり・灸マッサージ代、コルセット代、輸血時の生血代などを支給します。

IX 移送費

病気やけが等で移動困難な方が、医師の指示により一時的、緊急的な必要性があつて移送された場合に支給します。

(5) その他の保険給付

I	出産育児一時金	子供1人出産につき一時金を支給 産科医療補償制度対象の分娩	440,000円 (上乗せ) 30,000円
II	葬 祭 費	組合員が死亡した場合 100,000円 家族が死亡した場合	50,000円
III	傷 病 手 当 金	組合員が入院した場合のみ、60日限度で支給 1 級 1日6,000円×60日＝ 2級～4級 1日5,000円×60日＝	360,000円 300,000円
<p>・自損事故による入院は4日間の免責期間を設け、5日目から10日目までを支給限度日数とします。同一疾病については5年毎に適用されます。</p>			
IV	出 産 手 当 金	女性の組合員(資格が1年以上)が出産した場合 (1児につき)	300,000円

(6) 保 健 事 業

1	1日人間ドック等の受診補助	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者（組合員・家族）の資格が1年以上あり、<u>35歳以上の対象者</u> 1日人間ドック等は、健診料金の7割を補助、2万円を限度とする。 オプション検診は、検診をうけようとする健診機関等が実施する検診を対象とし、検診料金の7割を補助、2万円を限度とする。 石綿健診は（一次及び二次）全額補助。 						
2	乳 幼 児 見 舞 金	<ul style="list-style-type: none"> 0歳～就学前の被保険者が入院した場合30日限度で支給する。 1日 3,000円 × 30日 = 90,000円を限度 						
3	医 療 費 通 知	<ul style="list-style-type: none"> 対象となる全世帯に6月、9月、12月、3月の年4回通知する。 						
4	ジェネリック医薬品お知らせ通知	<ul style="list-style-type: none"> 対象となる被保険者に年3回通知する。 						
5	広 報 の 発 行	<ul style="list-style-type: none"> 「国保だより」を年2回、「国保のご案内」年1回配布する。 						
6	健康優良家庭(者)の表彰	<ul style="list-style-type: none"> 1年間無受診だった家庭(者)を表彰する。 						
7	国保協議会負担金の補助	<ul style="list-style-type: none"> 上越・中越・下越の国保協議会に組合員1人320円(年)を活動費として交付する。 						
8	支 部 研 修 旅 行 補 助	<ul style="list-style-type: none"> 健康づくりや保養のため研修旅行で宿泊施設を利用する場合（支部の主催又は商工会・建設関連団体等との共催、1組合員1泊3,000円の補助金） 						
9	インフルエンザ 予 防 接 種 補 助	<table border="0"> <tr> <td>・13歳未満</td> <td>1回につき2,100円限度（年2回まで）</td> </tr> <tr> <td>・13歳以上65歳未満</td> <td>1回 2,100円限度</td> </tr> <tr> <td>・65歳以上</td> <td>1回 1,050円限度</td> </tr> </table>	・13歳未満	1回につき2,100円限度（年2回まで）	・13歳以上65歳未満	1回 2,100円限度	・65歳以上	1回 1,050円限度
・13歳未満	1回につき2,100円限度（年2回まで）							
・13歳以上65歳未満	1回 2,100円限度							
・65歳以上	1回 1,050円限度							
10	肺 炎 球 菌 ワ ク チ ン 接 種 補 助	<table border="0"> <tr> <td>・75歳以上</td> <td>8,000円限度</td> </tr> <tr> <td>・65歳以上75歳未満</td> <td>5,000円限度</td> </tr> <tr> <td>・65歳未満の者が医師の判断により接種する場合</td> <td>2,100円限度</td> </tr> </table>	・75歳以上	8,000円限度	・65歳以上75歳未満	5,000円限度	・65歳未満の者が医師の判断により接種する場合	2,100円限度
・75歳以上	8,000円限度							
・65歳以上75歳未満	5,000円限度							
・65歳未満の者が医師の判断により接種する場合	2,100円限度							
11	その他の予防接種補助	<ul style="list-style-type: none"> おたふくかぜ、水痘（みずぼうそう）、B型肝炎の予防接種に対してそれぞれ3,000円を限度に補助 						
12	特定健診・特定保健指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> 40歳以上の被保険者の方に毎年一定の実施率を設け実施する。 <table border="0"> <tr> <td>◇特定健診</td> <td>対象者の70%</td> </tr> <tr> <td>特定保健指導</td> <td>動機付支援 対象者の40%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>積極的支援 対象者の40%</td> </tr> </table> 特定健診は健診料の8割、保健指導は指導料金の10割を補助 	◇特定健診	対象者の70%	特定保健指導	動機付支援 対象者の40%		積極的支援 対象者の40%
◇特定健診	対象者の70%							
特定保健指導	動機付支援 対象者の40%							
	積極的支援 対象者の40%							
13	子 育 て 支 援	<ul style="list-style-type: none"> 出産家庭に対し育児書の配布（月刊誌 年12冊） 						

保健事業の廃止・改定について

●平成26年度は、以下の保健事業が廃止・改定されます。

<廃止事業(一部廃止を含む)>

「家庭医薬品の無償配布」

・全世帯へ家庭医薬品を無償配布する事業が廃止となります。

「高度医療交通費補助」

・高度医療に係る対象者の交通費補助（1月につき10,000円）が廃止となります。

「子育て支援」

・出産家庭に対する育児全書（1冊）の配布事業が廃止となります。（月刊誌の配布は継続します）

<改定事業>

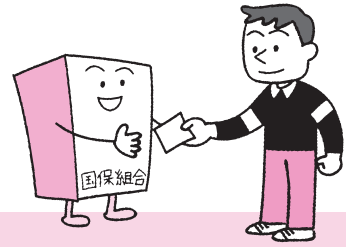
「1日人間ドック等の受診補助」

・補助対象者 資格が1年以上及び20歳以上 ⇒ 平成26年4月の受診から 資格が1年以上及び受診時35歳以上

「特定検診・特定保健指導の実施」

・健診及び指導料金 8割を補助 ⇒ 平成26年4月の受診から 保健指導を全額補助
特定健診は前年度と変わらず8割を補助

4月は異動の時期です 手続きはお早めに



家族が建築国保に入るとき

組合員と同じ世帯であることと、他の保険に入っていないことが要件です。

入る理由	届出に必要な書類
健康保険等をやめたとき	続柄が記載された住民票と前の保険の喪失証明等
子どもが生まれたとき	省略されていない子どもの住民票 出産育児一時金の申請書
結婚または同居	続柄が記載された住民票

家族が建築国保をやめるとき

組合員の世帯員でなくなったか、他の保険に入ったこと等が要件です。

やめる理由	届出に必要な書類
健康保険等に入ったとき	入った健康保険証等の写し
亡くなったとき	住民票の抹消謄本又は死亡診断書の写し、火葬許可証の写しでも可
離婚または他の世帯に転出	組合員の世帯をはなれたことが記載された住民票の抹消謄本

保険証の記載内容が変わったとき

理由	届出に必要な書類
住所や氏名の変更	新住所の世帯全員の住民票
住居表示の変更	住居表示変更通知書か住民票
家族が遠方の学校(又は訓練校)に入ったとき	在学証明又は訓練校の在籍証明書
保険証の紛失	警察に届出後、申請書にその旨を記入
保険証の破損・汚損	申請書に破損・汚損した保険証を付けて提出

学生(大学生、専門学校生、予備校生)在学証明証を年1回提出

70歳以上の方が加入する際に、 所得の証明が必要な理由

70歳以上の方は所得によって負担割合が異なるために所得の証明をいただいています。

法人事業所等のみなさまへ

法人事業所及び従業員を5人以上使用する個人事業所(「法人事業所等」)は、健康保険と厚生年金保険に強制的に加入することになります。

ただし、健保適用除外承認を受け、厚生年金保険に加入した場合は、建築国保組合に加入することができます。

なお、法人事業所等が社会保険を脱退し、建築国保組合へ加入することはできません。



以下の場合には建築国保への加入が認められます。

- ① 建築国保に加入している個人事業所が、法人へ業態変更する場合。
- ② 既に健保適用除外承認を受けている事業所へ、あらたに入社した従業員。

※①②とも事実発生から5日以内に年金事務所の健保適用除外承認が必要です。

仕事中のケガや病気は 労災保険で 治療を受けるのが原則です。

まだ労災特別加入をしていない方は、
早急に加入して下さい。

(特別加入該当者…事業主・一人親方・家族従業員)



①労災保険は従業員を雇っている事業所は**すべて**加入しなければなりません。

②一人親方、事業主は**必ず特別加入**をしてください。

仕事中のケガや病気は、下記のとおり労災保険の方で手厚い給付を受けられます。

療養補償給付…仕事中のケガや病気で療養を要する場合

休業補償給付…仕事中のケガや病気で仕事を休み、給料がもらえない場合

障害補償年金…仕事中のケガや病気で療養を始めて、1年6カ月たっても治らなかった場合

死亡したとき

遺族補償給付…仕事中のケガや病気で死亡した場合

人間ドックを受診される40歳～74歳の皆様へ (特定健診の対象となる年齢の方)

健診後に高リスクの判定が出た方には、当日(または後日)受診した健診機関で特定保健指導を併せて行わせていただきます。保健指導を希望される場合は、受診にご協力をお願いします。

なお、詳しいことは、「人間ドック・ファミリー健診パック・特定健診ガイド」をご覧ください。

実施機関(例) (社)新潟県労働衛生医学協会 (一財)健康医学予防協会 (一財)上村病院

保健指導の費用 無料(全額建築国保が負担します) ※平成26年4月受診分より

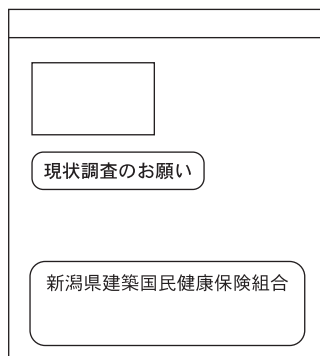
平成26年度の特定健診受診券は「黄色」です。

該当者(平成26年4月～平成27年3月までに、40歳以上の誕生日を迎える方)全員に4月中に送付します。

受診券は支部で管理している場合もありますので、お手元に届かないときは支部へお問い合わせください。

受診券は**40歳～74歳の方が、人間ドックや特定健診を受ける時に必ず必要です。大切に保管してください。**

職種等の現状調査を行います



調査票送付封筒イメージ

平成26年度は、8月の被保険者証等の更新の前に、組合員の方が現在も組規約等に規定する加入条件に合っているかどうかの確認を行います。

調査は5月上旬頃で、アンケート形式の簡易調査です。大変お手数ですが調査にご協力をお願いいたします。

<訂正とお詫び>

平成25年8月発行の国保だより第89号におきまして、記載に誤りがありました。正しくは以下の通りです。

8頁 感謝状被贈呈者 大岩晴行議員支部名
(誤) 阿賀北
(正) 西蒲燕

組合員の皆様ならびに関係各位にご迷惑をお掛けしましたこととお詫びするとともに、ここに訂正させていただきます。

国保の保険料が8月から変わります

建築国保では、3月6日開催の第90回組合会において、保険料を8月から下表のとおり改定することが決定されました。

当組合の収支決算状況は平成20年を境に、平成21年度より毎年、平均で約1億8千万円の単年度赤字に陥り、赤字額は年度を追って拡大してきております。

その要因としては、

- ①被保険者数の減少による保険料収入の減少
- ②被保険者一人当たりの医療費の増加による保険給付費の高止まり
- ③介護納付金及び後期高齢者支援金一人当たりの年間賦課額の増加

これらが収支状況悪化の3大要因であると考えられます。

平成26年度以降も、上記要因の傾向は変わらないと思われることから、現行のままでは構造的な単年度赤字の傾向は避けられないものと思われまます。そのため、やむを得ず平成26年度予算において保険料の値上げをお願いすることになりました。

保険料の引き上げは、平成9年4月以来17年ぶりでありまますが、今後とも、国庫補助金の確保、医療費の適正化、保健事業の推進、諸経費の節減に努め、健全な運営を図ってまいりますので、一層のご理解とご協力をお願いいたします。

改定保険料（平成26年8月より）

区分	説明	基礎賦課額	後期高齢者支援金賦課額	介護納付金賦課額	月額	
組合員	1級 事業主	・従業員を使用している事業主 ・労働者を使用する日数が年間100日以上の事業主 ・親子で一つの事業を行っている主たる者	12,800円	2,200円	2,300円	17,300円 ※(15,000円)
	2級 一人親方 法人役員	・従業員を使用していない事業主 ・労働者を使用する日数が年間100日未満の事業主	10,700円	2,200円	2,300円	15,200円 ※(12,900円)
		・法人の代表者以外の役員				
	3級 従業員	・事業主の雇用証明書を提出した者 ・親子で一つの事業を行っている従たる者	9,600円	2,200円	2,300円	14,100円 ※(11,800円)
	4級 25歳未満	・25歳未満の組合員	5,000円	2,200円	—	7,200円
5級 後期高齢者	・75歳以上の組合員	3,000円	—	—	3,000円	
家族	・組合員の家族	3,300円 賦課限度5人	2,100円 賦課限度5人	1,900円 賦課限度3人	7,300円 ※(5,400円)	

※月額の（ ）は介護2号被保険者（40歳～64歳）以外の保険料

- ・後期高齢者支援金賦課額 0歳～74歳の方が納付する
- ・介護納付金賦課額 介護保険第2号被保険者（40歳～64歳迄の方）が納付する
- ・75歳以上の組合員は建築国保の「特例制度」利用の希望により資格が継続

新規組合員の加入促進！…建築国保への加入希望者をご紹介ください